省令

○総務省令第七十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条の規定に基づき、無線機器型式検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

総務大臣　原口　一博

無線機器型式検定規則の一部を改正する省令

無線機器型式検定規則（昭和二十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号船舶に施設する救命用の無線設備の機器の項中

船舶航空機間双方向無線電話	1　設備規則第19条第２項の条件に適合するものであること。 2　設備規則第42条の条件に適合するものであること。 3　設備規則第45条の３の２（第５号、第６号、第８号及び第９号を除く。）の条件に適合するものであること。

を

捜索救助用位置指示送信装置	1　Ｆ１Ｄ電波161.975MHz及び162.025MHzを使用するものであること。 2　設備規則第45条の３の３第１項第１号（ルを除く。）の条件に適合するものであること。 3　設備規則第45条の３の３の２第１号（イを除く。）、第３号及び第４号イの条件に適合するものであること。 4　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
船舶航空機間双方向無線電話	1　設備規則第19条第２項の条件に適合するものであること。 2　設備規則第42条の条件に適合するものであること。 3　設備規則第45条の３の２（第５号、第６号、第８号及び第９号を除く。）の条件に適合するものであること。

に

改める。

別表第二号船舶に施設する救命用の無線設備の機器の項中

船舶航空機間双方向無線電話	1　振動	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.7　振動試験」によること。	1　機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。 2　始動してから１分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。 ⑴　送信装置 ア　周波数の偏差は、設備規則別表第１号の条件に適合すること。 イ　占有周波数帯幅は、設備規則別表第２号の条件に適合すること。 ウ　空中線電力の偏差は、設備規則第14条の条件に適合すること。 エ　変調度は、設備規則第45条の３の２第５号の条件に適合すること。 ⑵　受信装置 設備規則第45条の３の２第８号及び第９号の条件に適合すること。
	2　衝撃	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.6.1　硬い表面への落下」によること。	
	3　水密	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.9　水没試験」によること。	
	4　連続動作	双方向無線電話の４に同じ。	
	5　温度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.2　高温試験」、「8.4　低温試験」及び「8.5　熱衝撃試験」によること。	
	6　湿度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.3　高温高湿試験」によること。	

を

捜索救助用位置指示送信装置	1　振動	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.7　振動試験」によること。	1　機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。 2　始動してから１分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。 ⑴　周波数の偏差は、設備規則別表第１号の条件に適合すること。 ⑵　占有周波数帯幅は、設備規則別表第２号の条件に適合すること。 ⑶　設備規則第45条の３の３の２第２号の条件に適合すること。 ⑷　総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
	2　落下	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.6.2　水中への落下試験」によること。	
	3　水密	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.9　水没試験」によること。	
	4　塩水噴霧	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.12　腐食試験（塩水噴霧）」によること。	
	5　連続動作	（－）20℃の温度に10～16時間放置した後、96時間動作させたとき。	
	6　温度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.2　高温試験」、「8.4　低温試験」及び「8.5　熱衝撃試験」によること。	
	7　湿度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.3　高温高湿試験」によること。	
船舶航空機間双方向無線電話	1　振動	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.7　振動試験」によること。	1　機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。 2　始動してから１分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。 ⑴　送信装置 ア　周波数の偏差は、設備規則別表第１号の条件に適合すること。 イ　占有周波数帯幅は、設備規則別表第２号の条件に適合すること。 ウ　空中線電力の偏差は、設備規則第14条の条件に適合すること。 エ　変調度は、設備規則第45条の３の２第５号の条件に適合すること。 ⑵　受信装置 設備規則第45条の３の２第８号及び第９号の条件に適合すること。
	2　衝撃	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.6.1　硬い表面への落下」によること。	
	3　水密	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.9　水没試験」によること。	
	4　連続動作	双方向無線電話の４に同じ。	
	5　温度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.2　高温試験」、「8.4　低温試験」及び「8.5　熱衝撃試験」によること。	
	6　湿度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.3　高温高湿試験」によること。	

に

改める。

別表第七号捜索救助用レーダートランスポンダの機器の項の次に次のように加える。

捜索救助用位置指示送信装置の機器	○	○	○	○	○			○				○

別表第八号一の項中

捜索救助用レーダートランスポンダの機器	設備規則第45条の３の３第１項に規定する無線設備の機器	ＬＴＬ
	設備規則第45条の３の３第２項に規定する無線設備の機器	ＬＴＳ

を

捜索ラン
捜索